

令和3年11月11日
土木部工事第一課

窓ガラス損傷事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年9月15日(水) 午前10:00頃(くもり)
- (2) 発生場所 [REDACTED]
- (3) 相手方 乙 [REDACTED]
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の工事第一課職員が[REDACTED]
[REDACTED]にて施設の維持管理のため、草刈機を使用した作業を行った。
その際、当該作業により小石が飛び、隣接する乙宅の居室窓ガラスを破損させた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身 なし
物損 なし
乙 人身 なし
物損 居室窓ガラス上部に径約2cmの打痕

2 事後の対応

- (1) 今回の事故については、相手方と誠意をもって示談交渉を進めていく。
- (2) 作業に際し、ブルーシートで養生の上、作業にあたっていたが、今後は一層丁寧な作業に努めるとともに更に広範囲な養生を行うなど、飛散防止対策を再度徹底する。